



No.320  
2020年12月23日

# 江東区労働組合総連合

## 江東区労働組合総連合

江東区労働組合総連合  
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20  
江東教育会館内  
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131

### コロナ禍の中で労働組合をどう強くするか

## 江東区労連第38回秋の学習と交流のつどい開催

江東区労連は11月27日、「第38回秋の学習と交流のつどい」を開催、コロナ感染拡大の中、10労組・団体39人が参加しました。

開会にあたり花岡議長があいさつ、続いて5つの組合・未組織対策委員会から報告がありました。江東区職労保健衛生支部の梅さんは「今年の1月から保健所の業務はひっ迫した。年間300時間超過勤務の「36協定」を締結して



ソーシャルディスタンスを保って開催された学習会 (20/11/27)

拡大をすすめ、分会で目標達成135人の仲間を迎えた。日本機関紙印刷所労組の柳澤さんは印刷の個人加盟労組のとりくみを紹介、大日本印刷の非正規労働者を組織化・分会を作り「シフト減を撤回させた」と報告。地域労組ことうは当該の組合員が体調不良で欠席のため、松井事務局次長が代理で報告、大手のイベントの

警備や施設管理を行うシミズオクトで働いていたAさんが雇用保険も未加入、休業手当も支払われない中で会社と交渉したりハローワークに資格確認請求した経験、また厚労省と交渉して休業支援金制度の拡充をしたととりくみを報告しました。未組織対策委員会

## 江東区労連に新しい仲間

### 都庁職経済支部計量検定所分会



分会長の大嶋さん(計量検定所入口にある明治25年製造の精密大型天秤の前で) (20/12/16) 【新砂3-3-41】

11月に江東区労連に新しい仲間が加わりました。正式名称は「東京都庁職員労働組合経済支部計量検定所分会」と言います。このほど、江東区

は鴨志田委員から、コロナ禍の中で相談が急増したこと、組織拡大では11年ぶりに都庁職経済支部計量分会が江東区労連に加盟したこと、新たに加盟を検討している組合があることなどが報告されました。

最後に労働弁護団事務局次長の中村優介弁護士が記念講演。中村さんはコロナ感染拡大の影響で3月以降急増した労働相談の内容・コロナQ&Aを作成したととりくみを紹介、「解雇事件もおきているが、とりわけ解雇回避努力を使用者が果たしたかが問われ

る」と述べ雇用調整助成金や休業支援金の活用をすることが重要だと強調しました。休業手当も「労基法は60%以上となっているが、民法では100%請求できる、正規と非正規で支給率が異なるのは違法だ。」としてあくまでも100%を求めるとの必要だとのべました。テレワーク問題、コロナ労災問題などもあり、労働組合が組織化して団体交渉で解決することの重要性を強調しました。

この記念講演は東京都労働相談情報センター亀戸事務所の自主的労働教育事業です。

労連の事務局メンバーが分会を訪問してきました。ところで、この職場、何をするとどこでかご存知ですか？お肉屋さんで「豚肉300g」とか健康診断で「身長180cm」とか重さや長さなどの単位でものが計られています。もしそれが「ウソ！」だったらどうしますか？困りますね。ですから計りは正確でないといけません。

この職場の仲間は、様々な計り(計量器)が正しいか調査し、正しく使われているかどうか定期的に検査することを仕事にしています。例えばお肉屋さんで肉の重さを計る機械は2年ごとに検査を受け、正しい認証シールを貼ることが義務づけられています。タクシメーターは1年毎に検査が義務づけられており、タクシメーター検査所(都内3か所)にもこの職場の仲間が勤務しています。分会長の嶋英行さん、もつばらガソリンスタンドのメーター検査を担当しており、誤差は0.5%以内が合格。組合活動では、分会旗開きや交流会、秋闘集会など。来年は交流はなかなか厳しいとも。新人や他局からの異動者にも加入を訴えています。最後に江東区労連に加盟したきっかけを聞きました。「2月に職場を訪問してくれたことが大きかった」と。仲間を増やすにはこちらから足を踏み出すことが大切ですね。

# 第38回秋の学習と交流のつどい感想文から

- ★現状が良く分かった。非正規アルバイトなどの救済制度が必要だと思う(70代・男性)。
- ★江東区の感染者の死亡が20名も出ていたのは驚きだ。企業の内部留保の活用も大切だが江東区1500億円もの内部留保がある。コロナ対策で活用すべき(60代)。
- ★今後、労働者を守る運動が大事になると思いました。中村先生のお話は分かりやすかったです(40代・男性)。
- ★改めてどの業種も新型コロナウイルスに生活を脅かされて今までの当たり前前の生活が出来ていないと感じました。今後はSNSを有効に活用しつつ、組合員とも話せるときはどんどん対話していきたいと思いました。中村弁護士の話が聴けて良かったです(40代・女性)。
- ★コロナ感染が増えている中、保健所の方からの意見は切実なものを感じた。賃金だけは支払うべきだと思います。先行きは暗い事ばかりだが、がんばりたい。組合の役員として(40代・男性)。
- ★この間のコロナ禍の問題点が再度認識できた。法律に沿っての解説や事例紹介など初めてわかったことや全く知らなかったことがあり、驚いたがためになった。組合ではこれから経営困難や離職・退職、解雇、不払いなどが増える可能性があると考えています。働き方などよく聞き取り、相談活動で寄り添い組織化につなげたい(30代・男性)。
- ★コロナ禍の中で労働組合の必要性を改めて感じました。特に団交の必要性。職場で頑張っている労働者の意見も聞けて良かった。再度レジュメを読み返して学習します。
- ★いつまで続くかわからないコロナ禍ですが、自助・共助・公助を強調する政府・財界に対抗するために、力を蓄え学びながら皆で生き延びていきたいと思えます(30代・女性)。
- ★私はひとりぼっちの労働組合員です。本日の学習会(シフト外)良い勉強になりました(70代・男性)。
- ★しばらく参加していなかったので久しぶりに勉強できた。複雑な雇用形態に悩まされる毎日ですね(70代・女性)。
- ★法律家の視点でコロナ禍の労働問題を振り返り、論点を説明され細かいところも理解できた。事業所閉鎖、合併吸収、事業譲渡などで一方には労組があり一方にはないとか労働条件が違っているとかが団交で詰める問題が多い。労働相談・労働組合の出番がぐんと増えています。今後の交渉のヒントになる話が聴けて良かったです(50代・男性)。
- ★保健師さんのお話がとても勉強になりました。現在のコロナ禍により仕事を失う人が多い中「コロナに罹るかも？」という危険と隣り合わせでお仕事されていて本当にご苦勞様です(40代・女性)。
- ★所要のため途中からの参加となってしまう残念だった。最初から聞きたかった(60代・女性)。
- ★コロナを奇禍として労働法制の改悪は許せない。団交の重要性がわかった。組織化につなげたい(50代・男性)。
- ★弁護士の力は大きいと改めて感じました。労働者のために弁護団がこんなに活躍されていることに感謝します。



講演に聞き入る参加者(20/12/14)

## 東京地評東部ブロックが学習会 「コロナに負けるな保健所・保健師の機能強化を考えよう！」

12月14日、墨田区曳舟文化センター「感染症と保健所・保健師の機能強化をめざす学習会」を開催、7区労連から52名が参加しました。講演に立った寺尾正之さん(公益財団法人日本医療総合研究所研究員)は、経済優先の政治がコロナ感染拡大と医療ひっ迫を招いたことは明らかとして、その背景として小泉政権時代に感染症病床を8割も減らし、欧米の10分の1以下になっている。

トピックス  
第185回憲法9条守る9  
の日宣伝行動  
区民要求実現江東大運動実

「余力と備え」を持った公的病院の拡充こそ求められるとしました。このような中で政府がすすめる「全世代型社会保障政策」の危険な狙いをストップさせ、医療・年金等の社会保障の整備こそ重要だとしました。

学習会では保健師の立場から江東区職労委員長の山本さんから、保健師の仕事がたくさんある中、コロナ禍で毎月100時間近い過労死ラインを超える残業をしながら、住民の声によりそって活動をすすめていることが報告されました。

行委員会は12月9日、区内6駅で宣伝行動を行い、7団体39人が参加、憲法チラシ935部を配布しました。

加盟労組の大会から  
★公共一般江東支部第28回大会(11月24日)  
委員長 丹木幸美さん  
書記長 魚津千恵美さん  
★不二タクシー労組第62回定期大会  
委員長 小山 登さん  
書記長 福田 広明さん

お知らせ  
例年1月中旬すぎに開催されている『江東区労連新春旗開き』はコロナ感染拡大の影響を考えて、残念ですが、来年は中止といたします。

## 労働相談の窓口から

12月上旬に団交が行われた。ウェブ方式の交渉には上司である取締役が対応して「コミュニケーションが取れていないのではないのか?メールなどを見ると対面でのやりとりとのギャップを感じる。その点を注意してほしい」という内容。組合員もすぐに反応してしまいうタイプであり、柔軟に対応する努力をすると回答して、今後も働けるように要請した。

最近では労働相談から特徴的なものを紹介します。

- ◆ 業務の引継ぎ・コミュニケーション問題(組合員・女性・正規)
- ◆ 医療関係の派遣を行う会社の経理として入社。試用期間中だが、前任者との引継ぎが十分でなく、きちんと対応してくれず、自分のせいにはかりされる。そのまま試用期間満了で解雇されるのでは?
- ◆ パワハラ・メンタルヘルス不調(労働弁護士・女性・パート)

〈対応〉団交申入れを行い、

建設現場・商業施設の資材搬入組立・運送会社の運転助手など様々な現場に「派遣」(実際は偽装請負)されていたAさん。3月下旬から仕事をキャンセルされ、仕事に行けなくなったと相談に。ヒアリングすると雇用保険未加入、社保未加入なのに建設現場に入る違法がまかり通っている職場、しかも一日ダブル出勤で16時間以上も連続勤務。一部残業代未払い。

団交ではこれらの違法性を追及する中で雇用保険加入の実現、残有給休暇の買い取り、未払い残業代の支払などで合意した。その後は出勤していないが、休業は命じていないと休業手当の支払いは拒否したが、休業支援金への協力を要請したところ、会社は手続きへの協力に応じて東京労働局へ請求。2か月待ったのち、約130万円の休業支援金が支払われたとAさん、家族は「助かった」と喜んでくれた。

※休業支援金は平均賃金の8割が休業期間中の暦日数分支給される。

## 休業支援金が支給されました!